

徳島県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

桑野西部土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	坂本 正信		阿南市山口町北山五四
同	工藤 由高		蓮花寺三四
同	陶久 敏郎		内田二〇
同	森本 茂宏		大久保九〇一一
同	霜田 亜由美		一八三
同	森岡 敏昭		北山七六一二
同	神野 浩規		杉谷一五一一
同	小川 幸子		元長一四〇
同	岡花 喜久雄	岡花 喜久雄	桑野町大谷六六
同	桑田 治茂		山路四七
同		森 計義	岡ノ鼻四
同		内山 昌則	山口町元長一三三一
同		山北 信雄	北山一一〇一一
同		森本 茂宏	大久保九〇一一
同		松田 良広	八九
同		岡 典男	元長一五六一一
同		鎌田 直弥	北山五七一
同		杉原 義久	羽ノ浦町中庄川原畑一四一五
同		仁木 照夫	山口町内田一八〇
監事	朝田 晴夫		北山七七
同	松田 良広		大久保八九
同	朝田 増夫		杉谷五六
同		霜田 隆	大久保八六
同		向居 哲二	内田五六一一
同		芦谷 チズ子	元長一二二一一